

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

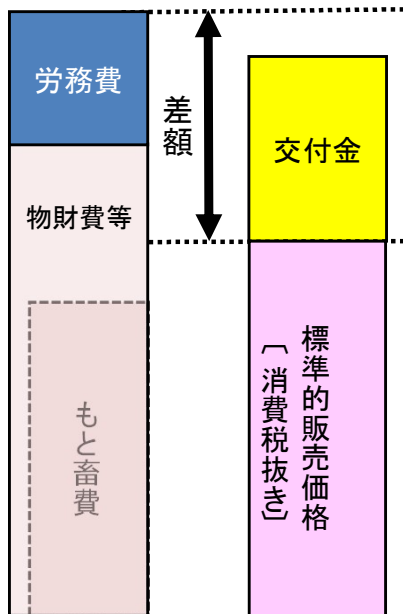
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
交雑種：17,000円/頭  
乳用種：18,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和8年3月支払分:1月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価 (概算払)	
肉専用種	北海道	19,200	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	8,499
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	7,478
	長野県	—	
	静岡県	—	

品種	区域	交付金単価 (概算払)	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
	山口県	—	

品種	区域	交付金単価 (概算払)	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
		沖縄県	—
		交雑種	—
	乳用種	30,364	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

注3: 概算払では、配合飼料価格安定制度での補填の有無が未確定のため、過払い防止の観点から7,000円/頭を控除。四半期の最終月の交付金で精算。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

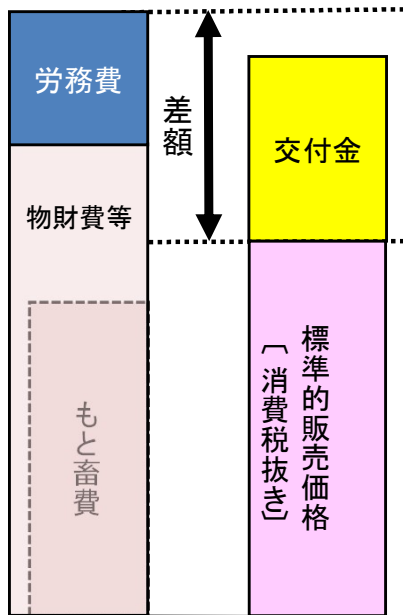
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
交雑種：17,000円/頭  
乳用種：18,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和8年2月支払分:12月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	—	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
		茨城県	—
	関東	栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
		長野県	—
静岡県		—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
	山口県	—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	沖縄県	—	

交雑種	—
乳用種	64,852

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

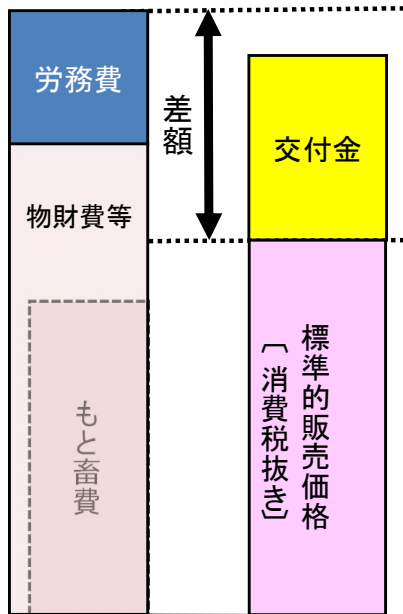
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭  
交雑種：17,000円／頭  
乳用種：18,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和8年1月支払分:11月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	—	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
山梨県		—	
長野県	—		
静岡県	—		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
山口県		—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
	宮崎県	—	
	鹿児島県	—	
	沖縄県	—	

交雑種	—
乳用種	24,517

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

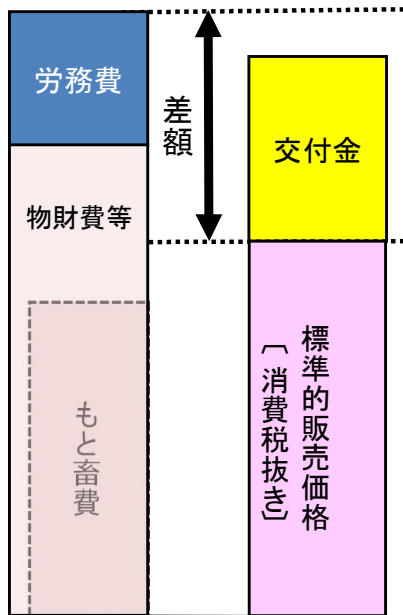
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
交雑種：17,000円/頭  
乳用種：18,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年12月支払分:10月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	58,544	
	東北	青森県	16,991
		岩手県	—
		宮城県	21,409
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	8,206
	関東	茨城県	11,522
		栃木県	11,583
		群馬県	34,520
		埼玉県	12,693
		千葉県	2,426
		東京都	2,267
		神奈川県	5,117
山梨県		—	
長野県	—		
静岡県	—		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
		鳥取県	22,713
	中国	島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
		山口県	—

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
	沖縄県	—	
	交雑種		—
	乳用種		9,699

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国 : 生産者 = 3 : 1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

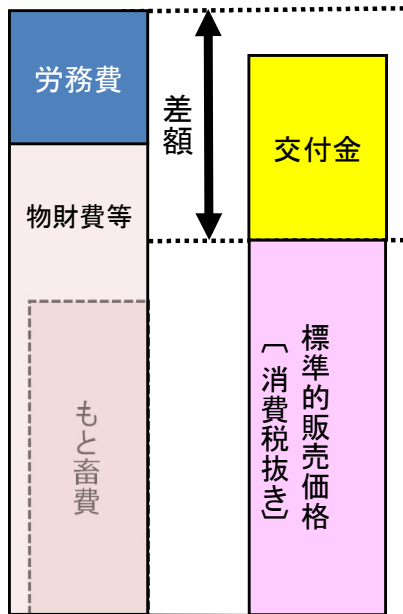
- ③負担金単価 肉専用種: 5,000円~28,000円/頭  
交雑種 : 17,000円/頭  
乳用種 : 18,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年11月支払分:9月販売牛)

(円/頭)

標準的  
生産費  
(消費  
税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	66,069	
	東北	青森県	49,536
		岩手県	24,106
		宮城県	51,081
		秋田県	28,938
		山形県	26,164
		福島県	59,913
	関東	茨城県	30,088
		栃木県	24,397
		群馬県	46,956
		埼玉県	27,825
		千葉県	9,936
		東京都	9,159
		神奈川県	12,168
静岡県		—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	23,297
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
山口県		—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	沖縄県	—	

交雑種	10,432
乳用種	33,977

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

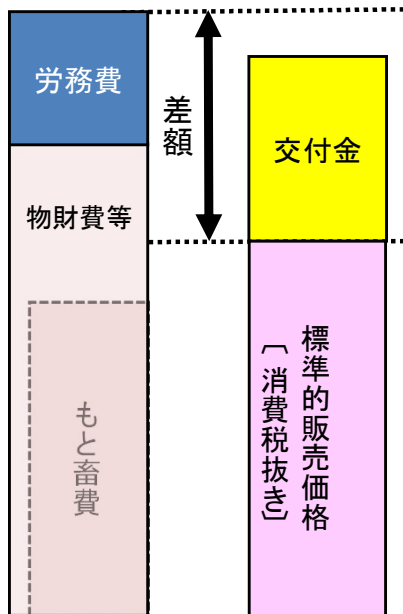
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
交雑種：17,000円/頭  
乳用種：18,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年10月支払分:8月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	76,989	
	東北	青森県	66,982
		岩手県	41,552
		宮城県	68,526
		秋田県	46,384
		山形県	43,610
		福島県	77,358
	関東	茨城県	49,115
		栃木県	43,424
		群馬県	65,983
		埼玉県	46,852
		千葉県	28,963
		東京都	28,186
		神奈川県	31,195
山梨県		28,792	
長野県	25,532		
静岡県	8,754		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	44,786
		富山県	37,104
		石川県 ☆	—
		福井県 ☆	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	68,211
		奈良県	—
		和歌山県	—
		鳥取県	41,899
	中国	島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
山口県		—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	693
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	鹿児島県	—	
	沖縄県	—	

交雑種	7,277
乳用種	33,453

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭

交雑種：17,000円/頭

乳用種：18,000円/頭

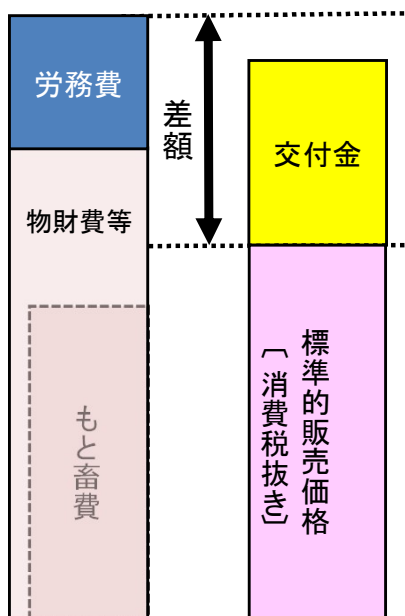
④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年9月支払分:7月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	43,834	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	15,164
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
		長野県	—
		静岡県	—

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県 ☆	—
		石川県 ☆	—
		福井県 ☆	—
		岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
	東海	三重県	—
		滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
	近畿	兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
		鳥取県	—
	中国	島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
山口県		—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	鹿児島県	—	
	沖縄県	—	
	交雑種		—
	乳用種		41,716

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

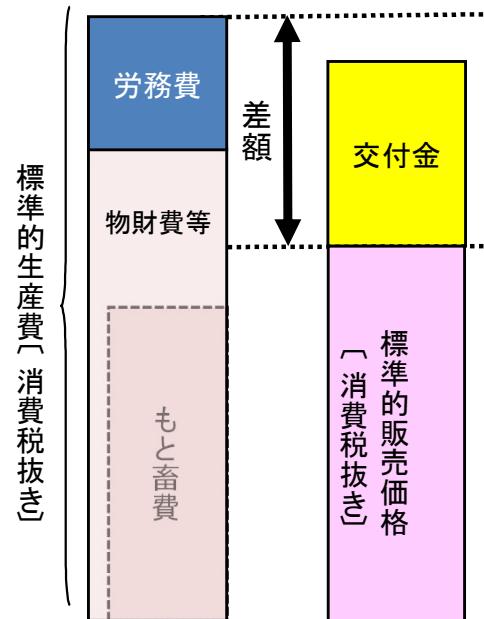
- ①負担割合 国 : 生産者 = 3 : 1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種: 5,000円~28,000円/頭  
交雑種 : 17,000円/頭  
乳用種 : 18,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年8月支払分:6月販売牛)

(円/頭)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	75,205	
	東北	青森県	22,190
		岩手県	2,184
		宮城県	27,218
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	56,175
	関東	茨城県	22,367
		栃木県	28,027
		群馬県	43,715
		埼玉県	22,285
		千葉県	6,288
		東京都	14,742
		神奈川県	12,071
		山梨県	5,672
	長野県	8,124	
静岡県	—		

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	—	
		石川県	—	
		福井県	—	
		岐阜県	☆	—
	東海	愛知県	—	
		三重県	—	
		滋賀県	—	
		京都府	—	
	近畿	大阪府	—	
		兵庫県	☆	—
		奈良県	—	
		和歌山県	—	
		鳥取県	9,244	
	中国	島根県	—	
		岡山県	—	
		広島県	—	
山口県		—		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	1,946
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	鹿児島県	—	
	沖縄県	—	
	交雑種		6,866
	乳用種		27,264

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

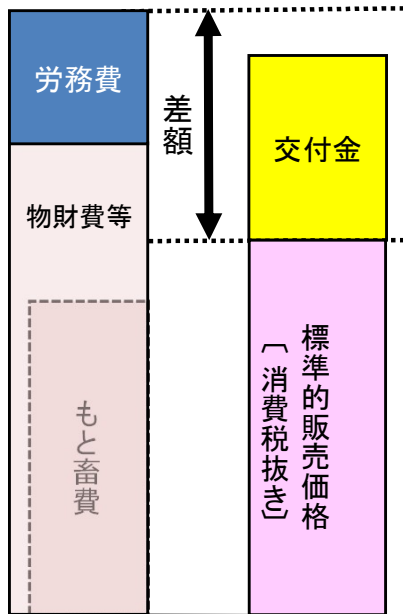
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
交雑種：17,000円/頭  
乳用種：18,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年7月支払分:5月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	19,521	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	18,445
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	5,535
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
山梨県		—	
長野県	—		
静岡県	—		

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	—	
		石川県	—	
		福井県	—	
		岐阜県	☆	—
		愛知県	—	
	東海	三重県	—	
		近畿	滋賀県	—
			京都府	—
	大阪府		—	
	兵庫県		☆	—
	中国	奈良県	—	
		和歌山県	—	
		鳥取県	—	
		島根県	—	
		岡山県	—	
		広島県	—	
		山口県	—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	鹿児島県	—	
	沖縄県	—	
	交雑種	—	—
	乳用種	—	29,549

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 [ 肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。 ]

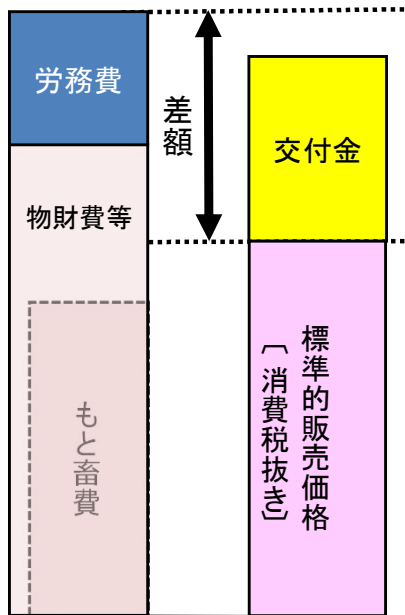
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
 交雑種：17,000円/頭  
 乳用種：18,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年6月支払分:4月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	22,460	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	267
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
山梨県		—	
長野県	—		
静岡県	—		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
		岐阜県	☆
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
		京都府	—
	近畿	大阪府	—
		兵庫県	☆
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
		山口県	—

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	沖縄県	—	—

交雑種	—
乳用種	21,422

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 [肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。]

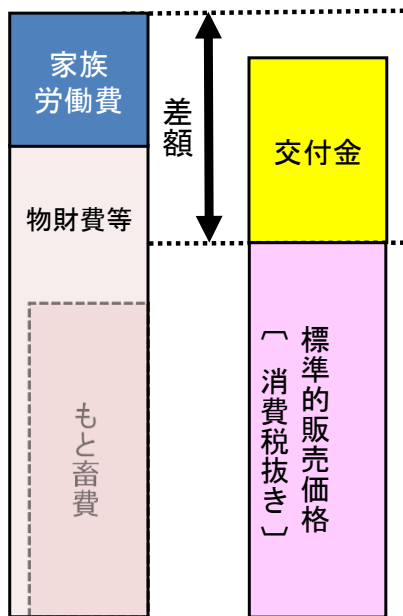
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
 交雑種：17,000円/頭  
 乳用種：18,000円/頭  
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年5月支払分:3月販売牛)

(円/頭)

標準的  
生産費  
消費税抜き



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	67,895	
	東北	青森県	11,114
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	20,672
	関東	茨城県	30,292
		栃木県	38,087
		群馬県	63,349
		埼玉県	24,717
		千葉県	2,126
		東京都	49,671
	神奈川県	17,317	
	山梨県	1,695	
	長野県	17,629	
	静岡県	—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	11,552
		三重県	—
		滋賀県	26,515
	近畿	京都府	30,556
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	23,178
		和歌山県	8,550
	中国	鳥取県	11,339
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
		山口県	—

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	34,677
		香川県	37,184
		愛媛県	25,698
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	鹿児島県	—	
	沖縄県	—	

交雑種	—
乳用種	21,478

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 [肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。]

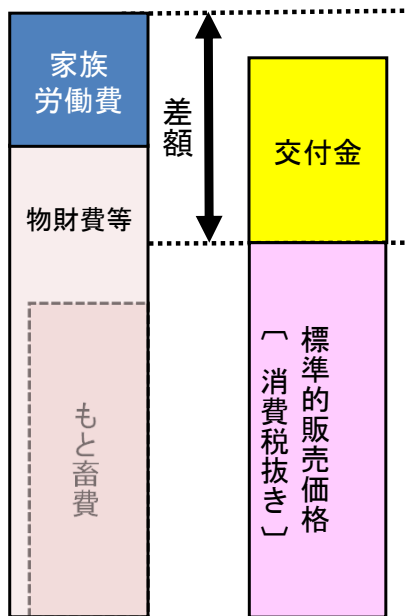
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
 交雑種：17,000円/頭  
 乳用種：18,000円/頭  
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年4月支払分:2月販売牛)

(円/頭)

標準的  
生産費  
消費  
税  
抜  
き



		区域	交付金単価
肉専用種	東北	北海道	69,094
		青森県	4,381
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
	関東	福島県	13,939
		茨城県	19,575
		栃木県	27,369
		群馬県	52,632
		埼玉県	14,000
		千葉県	—
	中国	東京都	38,954
		神奈川県	6,600
		山梨県	—
		長野県	6,912
		静岡県	—

品種	区域		交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	—	
		石川県	—	
		福井県	—	
		岐阜県	☆	—
	東海	愛知県	—	
		三重県	—	
		滋賀県	—	
	近畿	京都府	—	
		大阪府	—	
		兵庫県	☆	—
		奈良県	—	
		和歌山県	—	
	中国	鳥取県	11,262	
		島根県	—	
		岡山県	—	
広島県		—		
山口県		—		

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	603
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
	沖縄県	—	

交雑種	—
乳用種	32,234

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

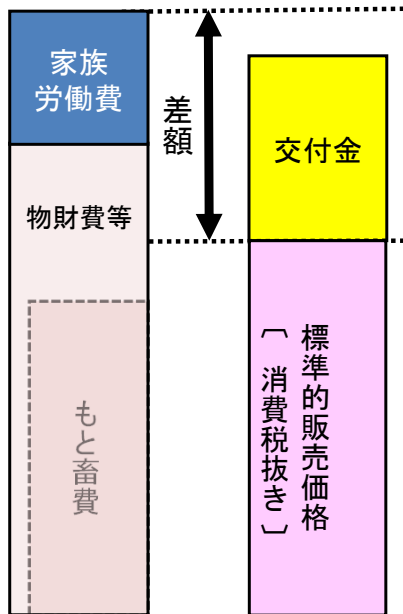
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
交雑種：17,000円/頭  
乳用種：18,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年3月支払分:1月販売牛)

(円/頭)

標準的  
生産費  
消費税抜き



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	84,331	
	東北	青森県	40,339
		岩手県	—
		宮城県	23,606
		秋田県	10,064
		山形県	—
		福島県	49,897
	関東	茨城県	48,674
		栃木県	56,469
		群馬県	81,731
		埼玉県	43,100
		千葉県	20,509
		東京都	68,054
		神奈川県	35,700
山梨県		20,078	
長野県	36,011		
静岡県	9,441		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	2,254
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	41,390
		島根県	—
		岡山県	621
広島県		—	
山口県		—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	5,210
		大分県	—
		宮崎県	—
	鹿児島県	—	
沖縄県	—		
交雑種		—	
乳用種		53,238	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

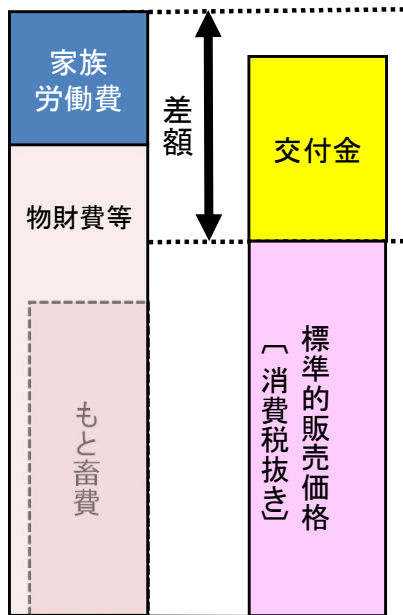
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円/頭  
交雑種：13,000円/頭  
乳用種：10,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年2月支払分:12月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	3,132	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
	長野県	—	
静岡県	—		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県 ☆	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
広島県		—	
山口県		—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	沖縄県	—	—
交雑種		—	
乳用種		40,308	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

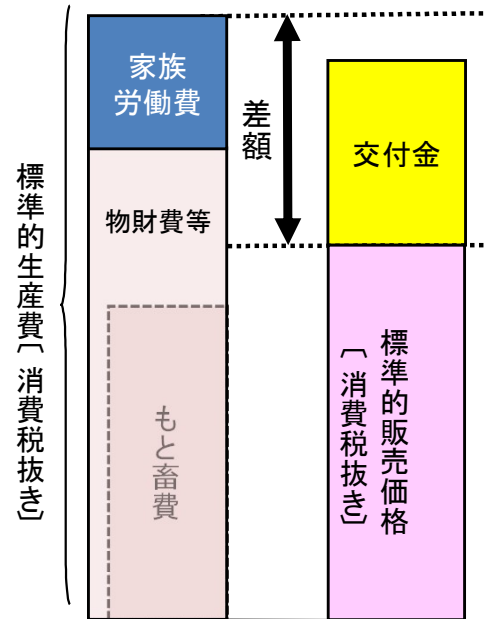
- ①負担割合 国 : 生産者 = 3 : 1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種: 5,000円~31,000円/頭  
交雑種 : 13,000円/頭  
乳用種 : 10,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年1月支払分:11月販売牛)

(円/頭)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	41,905	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	6,902
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	3,928
	関東	茨城県	15,039
		栃木県	19,375
		群馬県	26,985
		埼玉県	22,757
		千葉県	4,478
		東京都	15,961
		神奈川県	15,087
		山梨県	—
		長野県	—
		静岡県	—

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
	東海	岐阜県	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	3,012
		京都府	33,063
		大阪府	4,502
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	16,803
		和歌山県	295
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
山口県		—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	11,838
	九州	佐賀県	9,613
		長崎県	8,153
		熊本県	21,954
		大分県	10,685
		宮崎県	—
	鹿児島県	5,124	
	沖縄県	—	
	交雑種		—
	乳用種		39,900

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

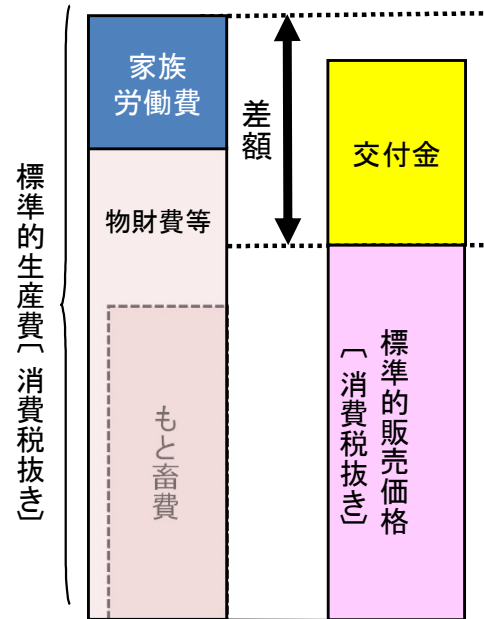
- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭  
交雑種：13,000円／頭  
乳用種：10,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年12月支払分:10月販売牛)

(円／頭)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	115,424	
	東北	青森県	82,407
		岩手県	65,494
		宮城県	106,251
		秋田県	75,741
		山形県	66,905
		福島県	103,277
	関東	茨城県	102,124
		栃木県	106,460
		群馬県	114,070
		埼玉県	109,842
		千葉県	91,563
		東京都	103,046
		神奈川県	102,172
山梨県		54,054	
長野県	84,116		
静岡県	74,853		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	6,837
		富山県	21,631
		石川県 ☆	—
		福井県	14,348
		岐阜県	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	46,718
	近畿	京都府	76,769
		大阪府	48,208
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	60,508
		和歌山県	44,001
		鳥取県	52,274
	中国	島根県	32,426
		岡山県	37,878
		広島県	30,786
		山口県	31,085

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	51,101
		香川県	37,230
		愛媛県	26,896
		高知県	—
		福岡県	76,855
	九州	佐賀県	74,630
		長崎県	73,170
		熊本県	86,971
		大分県	75,702
		宮崎県	63,647
	鹿児島県	70,141	
	沖縄県	—	

交雑種	3,477
乳用種	42,574

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 [肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。]

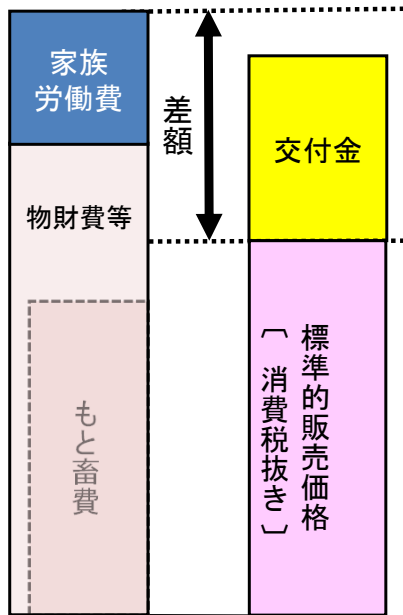
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円/頭  
 交雑種：13,000円/頭  
 乳用種：10,000円/頭  
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年11月支払分:9月販売牛)

(円/頭)

標準的  
生産費  
消費税抜き



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	160,825	
	東北	青森県	99,643
		岩手県	81,736
		宮城県	110,815
		秋田県	111,984
		山形県	84,673
		福島県	113,536
	関東	茨城県	120,458
		栃木県	122,553
		群馬県	136,628
		埼玉県	123,229
		千葉県	101,671
		東京都	126,106
		神奈川県	108,382
山梨県		111,066	
長野県	109,692		
静岡県	88,274		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	40,809
		富山県	29,654
		石川県	29,377
		福井県	20,789
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	61,638
		三重県	63,120
		滋賀県	28,255
		京都府	77,035
	近畿	大阪府	50,098
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	96,030
		和歌山県	49,388
		中国	鳥取県
	島根県		70,408
	岡山県		81,412
	広島県		59,115
	山口県		54,184

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	31,475
		香川県	56,212
		愛媛県	2,709
		高知県	—
		福岡県	75,677
	九州	佐賀県	68,563
		長崎県	73,054
		熊本県	80,955
		大分県	59,430
		宮崎県	58,618
		鹿児島県	62,578
	沖縄県	—	
	交雑種		5,550
	乳用種		52,113

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

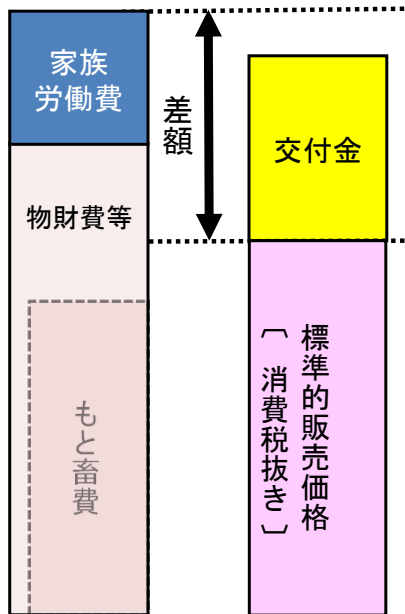
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円/頭  
交雑種：13,000円/頭  
乳用種：10,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年10月支払分:8月販売牛)

(円/頭)

標準的  
生産費  
消費税抜き



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	175,302	
	東北	青森県	149,180
		岩手県	131,273
		宮城県	160,352
		秋田県	161,521
		山形県	134,210
		福島県	163,073
	関東	茨城県	157,900
		栃木県	159,995
		群馬県	174,069
		埼玉県	160,671
		千葉県	139,113
		東京都	163,548
		神奈川県	145,824
		山梨県	148,508
		長野県	147,133
		静岡県	125,716

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	63,795	
		富山県	52,640	
		石川県	52,363	
		福井県	43,775	
		岐阜県	☆	—
	東海	愛知県	67,719	
		三重県	69,201	
		滋賀県	44,315	
	近畿	京都府	93,095	
		大阪府	66,158	
		兵庫県	☆	—
		奈良県	112,089	
		和歌山県	65,448	
	中国	鳥取県	121,323	
		島根県	98,021	
		岡山県	109,025	
		広島県	86,728	
		山口県	81,797	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	55,106
		香川県	79,842
		愛媛県	26,339
		高知県	—
		福岡県	81,316
	九州	佐賀県	74,203
		長崎県	78,694
		熊本県	86,594
		大分県	65,070
		宮崎県	64,258
		鹿児島県	68,218
	沖縄県	—	

交雑種	3,827
乳用種	53,922

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 [ 肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。 ]

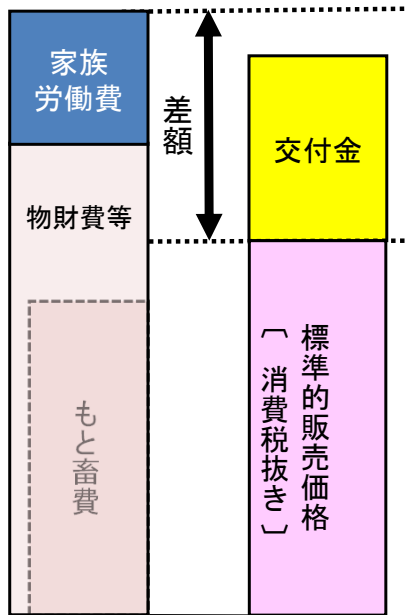
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円/頭  
 交雑種：13,000円/頭  
 乳用種：10,000円/頭  
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年9月支払分:7月販売牛)

(円/頭)

標準的  
生産費  
消費税抜き



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	156,909	
	東北	青森県	86,627
		岩手県	68,720
		宮城県	97,799
		秋田県	98,968
		山形県	71,658
		福島県	100,521
	関東	茨城県	130,743
		栃木県	132,838
		群馬県	146,912
		埼玉県	133,514
		千葉県	111,955
		東京都	136,390
		神奈川県	118,666
		山梨県	121,350
		長野県	119,976
静岡県		98,559	

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	—	
		石川県	—	
		福井県	—	
		岐阜県	☆	—
	東海	愛知県	42,389	
		三重県	43,871	
		滋賀県	29,271	
	近畿	京都府	78,051	
		大阪府	51,114	
		兵庫県	☆	—
		奈良県	97,046	
		和歌山県	50,404	
	中国	鳥取県	79,985	
		島根県	56,683	
		岡山県	67,687	
広島県		45,390		
山口県		40,459		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	3,001
		香川県	27,738
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	51,086
	九州	佐賀県	43,973
		長崎県	48,464
		熊本県	56,364
		大分県	34,839
		宮崎県	34,028
		鹿児島県	37,988
	沖縄県	—	
	交雑種		38,994
	乳用種		49,389

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

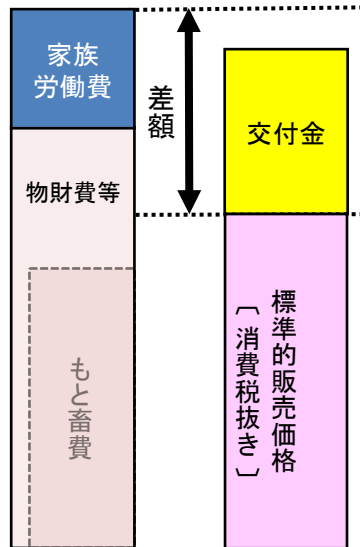
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭  
 交雑種：13,000円／頭  
 乳用種：10,000円／頭  
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年8月支払分:6月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	169,165	
	東北	青森県	115,868
		岩手県	105,392
		宮城県	132,712
		秋田県	137,484
		山形県	100,515
	福島県	128,863	
	関東	茨城県	131,706
		栃木県	140,209
		群馬県	160,063
		埼玉県	143,777
		千葉県	126,279
		東京都	136,171
		神奈川県	135,594
山梨県		107,680	
長野県	110,290		
静岡県	93,680		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	34,393
		富山県	15,262
		石川県	24,087
		福井県	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	三重県	60,416
		滋賀県	67,435
		京都府	103,698
	近畿	大阪府	79,955
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	101,774
		和歌山県	51,858
		中国	鳥取県
	島根県		16,839
	岡山県		17,624
	広島県		35,087
	山口県		19,431

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	31,440
		香川県	34,548
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	59,063
	九州	佐賀県	58,347
		長崎県	53,770
		熊本県	66,078
		大分県	46,962
		宮崎県	44,607
	鹿児島県	48,271	
	沖縄県	—	
交雑種		23,265	
乳用種		41,036	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

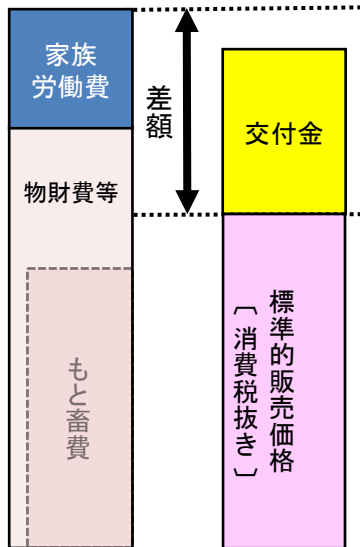
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭  
交雑種：13,000円／頭  
乳用種：10,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年7月支払分:5月販売牛)

(円／頭)

標準的  
生産費  
〔消費  
税抜き〕



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	148,112	
	東北	青森県	82,253
		岩手県	71,777
		宮城県	99,097
	関東	秋田県	103,869
		山形県	66,900
		福島県	95,248
	関東	茨城県	100,600
		栃木県	109,102
		群馬県	128,956
		埼玉県	112,671
		千葉県	95,173
		東京都	105,065
		神奈川県	104,487
		山梨県	76,573
	長野県	79,183	
静岡県	62,573		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
		岐阜県	☆ ー
	東海	愛知県	35,070
		三重県	35,505
		滋賀県	64,172
	近畿	京都府	100,436
		大阪府	76,692
		兵庫県	☆ ー
		奈良県	98,512
	中国	和歌山県	48,595
		鳥取県	80,841
島根県		16,387	
岡山県		17,172	
広島県		34,634	
山口県	18,978		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	37,478
		香川県	40,586
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	47,270
		佐賀県	46,555
		長崎県	41,977
		熊本県	54,285
		大分県	35,170
	九州	宮崎県	32,814
		鹿児島県	36,478
		沖縄県	—
	交雑種		—
乳用種		34,847	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 (肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。)

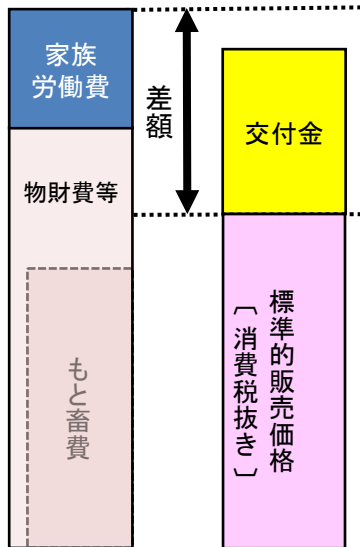
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円/頭  
 交雑種：13,000円/頭  
 乳用種：10,000円/頭  
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年6月支払分:4月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	114,288	
	東北	青森県	46,917
		岩手県	36,441
		宮城県	63,761
		秋田県	68,533
		山形県	31,564
		福島県	59,913
	関東	茨城県	62,715
		栃木県	71,217
		群馬県	91,071
		埼玉県	74,786
		千葉県	57,288
		東京都	67,180
	神奈川県	66,602	
	山梨県	38,689	
	長野県	41,299	
静岡県	24,688		

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	—	
		石川県 ☆	—	
		福井県	—	
		東海	岐阜県 ☆	—
			愛知県	12,593
	近畿	三重県	13,028	
		滋賀県	19,813	
		京都府	56,077	
		大阪府	32,333	
		兵庫県 ☆	—	
		奈良県	54,153	
	中国	和歌山県	4,236	
		鳥取県	14,912	
		島根県	—	
		山口県	—	

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	四国	徳島県	—	
		香川県	—	
		愛媛県	—	
		高知県	—	
		九州	福岡県	—
			佐賀県	—
	長崎県		—	
	熊本県		3,631	
	大分県		—	
	宮崎県		—	
	沖縄県	鹿児島県	—	
	交雑種		—	
乳用種		19,021		

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

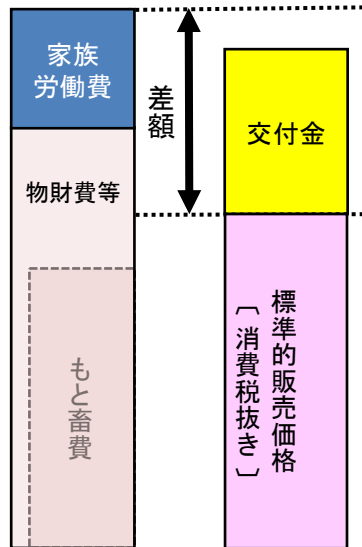
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭  
交雑種：13,000円／頭  
乳用種：10,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年5月支払分:3月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	132,800	
	東北	青森県	93,567
		岩手県	49,857
		宮城県	86,207
		秋田県	62,536
		山形県	53,706
	関東	福島県	96,103
		茨城県	89,271
		栃木県	94,500
		群馬県	108,682
		埼玉県	89,905
		千葉県	71,658
		東京都	68,116
		神奈川県	84,529
		山梨県	80,465
		長野県	81,609
静岡県	60,912		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	29,748
		富山県	11,376
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	79,322
		三重県	71,520
		滋賀県	91,443
		京都府	98,597
		大阪府	87,559
	近畿	兵庫県 ☆	—
		奈良県	114,195
		和歌山県	90,107
	中国	鳥取県	73,494
		島根県	14,664
		岡山県	60,573
広島県		56,533	
山口県		28,641	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	49,388
		香川県	64,446
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	62,943
	九州	佐賀県	58,471
		長崎県	49,004
		熊本県	64,188
		大分県	53,778
		宮崎県	50,160
	鹿児島県	51,593	
	沖縄県	—	

交雑種	—
乳用種	35,480

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

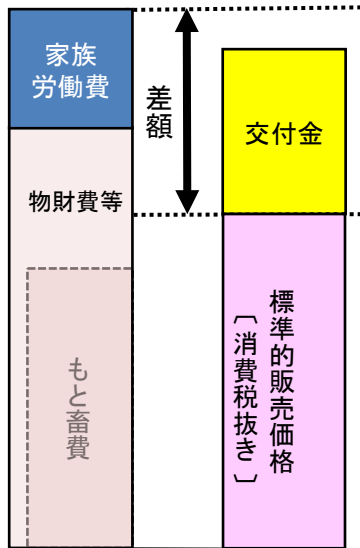
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭  
交雑種：13,000円／頭  
乳用種：10,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年4月支払分:2月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費〔消費税抜き〕



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	130,887	
	東北	青森県	68,963
		岩手県	25,253
		宮城県	61,603
		秋田県	37,932
		山形県	29,102
		福島県	71,499
	関東	茨城県	71,235
		栃木県	76,464
		群馬県	90,646
		埼玉県	71,869
		千葉県	53,622
		東京都	50,080
		神奈川県	66,493
山梨県		62,429	
長野県	63,573		
静岡県	42,876		

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	24,220	
		富山県	5,849	
		石川県	—	
		福井県	—	
		岐阜県	☆	—
	東海	愛知県	27,086	
		三重県	19,284	
		滋賀県	44,927	
	近畿	京都府	52,081	
		大阪府	41,042	
		兵庫県	☆	—
		奈良県	67,679	
		和歌山県	43,590	
	中国	鳥取県	69,799	
		島根県	10,969	
		岡山県	56,878	
		広島県	52,838	
山口県		24,946		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	44,029
		香川県	59,087
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	50,335
	九州	佐賀県	45,863
		長崎県	36,396
		熊本県	51,579
		大分県	41,170
		宮崎県	37,552
		鹿児島県	38,985
	沖縄県	—	

交雑種	—
乳用種	18,615

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

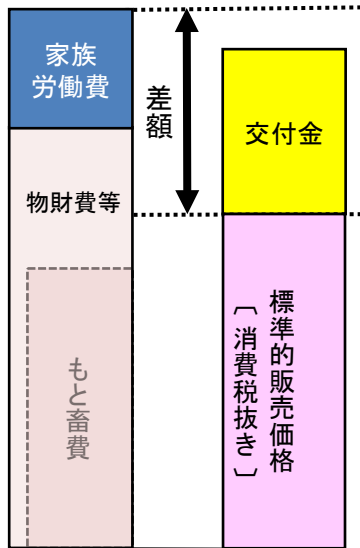
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭  
交雑種：13,000円／頭  
乳用種：10,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年3月支払分:1月販売牛)

(円／頭)

標準的  
生産費  
(消費  
税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	94,394	
	東北	青森県	58,690
		岩手県	14,980
		宮城県	51,330
		秋田県	27,659
		山形県	18,829
	関東	福島県	61,227
		茨城県	62,102
		栃木県	67,332
		群馬県	81,513
		埼玉県	62,737
		千葉県	44,490
		東京都	40,948
		神奈川県	57,361
		山梨県	53,297
		長野県	54,441
	静岡県	33,744	

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	61,848	
		富山県	43,477	
		石川県	32,767	
		福井県	25,296	
		岐阜県	☆	—
	東海	愛知県	28,316	
		三重県	20,514	
		滋賀県	66,930	
	近畿	京都府	74,084	
		大阪府	63,045	
		兵庫県	☆	—
		奈良県	89,682	
	中国	和歌山県	65,593	
		鳥取県	56,133	
		島根県	—	
		岡山県	43,211	
		広島県	39,171	
山口県		11,279		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	3,744
		香川県	18,802
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	31,746
	九州	佐賀県	27,274
		長崎県	17,807
		熊本県	32,991
		大分県	22,581
		宮崎県	18,963
		鹿児島県	20,396
	沖縄県	—	
	交雑種		—
	乳用種		15,795

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。  
注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

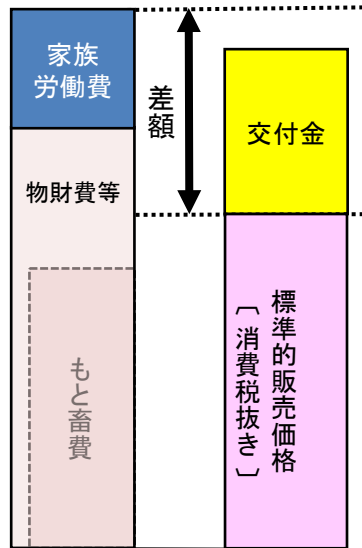
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円/頭  
交雑種：17,000円/頭  
乳用種：14,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年2月支払分:12月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	100,012	
	東北	青森県	26,163
		岩手県	—
		宮城県	32,505
		秋田県	20,285
		山形県	2,468
		福島県	21,898
	関東	茨城県	40,284
		栃木県	38,358
		群馬県	44,868
		埼玉県	33,691
		千葉県	20,258
		東京都	2,487
		神奈川県	33,777
		山梨県	—
	長野県	15,474	
	静岡県	27,617	

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	—	
		石川県☆	—	
		福井県	—	
		東海	岐阜県☆	—
			愛知県	34,192
	三重県		28,865	
	近畿	滋賀県	53,748	
		京都府	54,738	
		大阪府	31,317	
		兵庫県☆	—	
		奈良県	56,780	
	中国	和歌山県	—	
		鳥取県	39,634	
		島根県	23,084	
		岡山県	16,632	
		広島県	37,247	
		山口県	27,180	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	5,670
		愛媛県	—
		高知県	—
		九州	福岡県
	佐賀県		65,702
	長崎県		64,947
	熊本県		70,272
	大分県		55,069
	宮崎県		59,789
	鹿児島県		56,680
	沖縄県		9,747

交雑種	—
乳用種	6,732

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1  
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 (肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。)

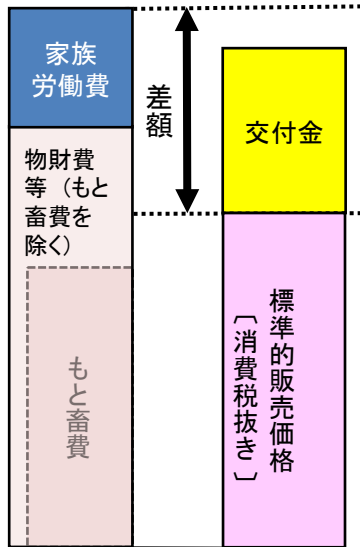
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円/頭  
 交雑種：17,000円/頭  
 乳用種：14,000円/頭  
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年1月支払分:11月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費〔消費税抜き〕



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	130,053	
	東北	青森県	54,275
		岩手県	22,036
		宮城県	60,617
		秋田県	48,397
		山形県	30,581
		福島県	50,011
		茨城県	79,557
	関東	栃木県	77,632
		群馬県	84,141
		埼玉県	72,964
		千葉県	59,531
		東京都	41,760
	神奈川県	73,051	
	山梨県	20,181	
	長野県	54,747	
	静岡県	66,890	

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	—	
		石川県	—	
		福井県	—	
		岐阜県	☆	—
	東海	愛知県	27,324	
		三重県	21,996	
		滋賀県	28,962	
		京都府	29,952	
	近畿	大阪府	6,530	
		兵庫県	☆	—
		奈良県	31,993	
		和歌山県	—	
	中国	鳥取県	54,738	
		島根県	38,188	
		岡山県	31,737	
		広島県	52,352	
		山口県	42,284	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	22,793
		香川県	32,286
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	88,937
	九州	佐賀県	85,230
		長崎県	84,474
		熊本県	89,799
		大分県	74,596
		宮崎県	79,317
		鹿児島県	76,207
	沖縄県	10,883	
	交雑種		16,210
	乳用種		—

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

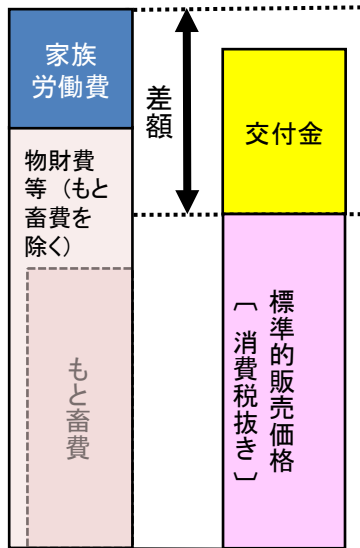
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円/頭  
交雑種：17,000円/頭  
乳用種：14,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和5年12月支払分:10月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	182,517	
	東北	青森県	130,188
		岩手県	97,949
		宮城県	136,530
		秋田県	124,310
		山形県	106,494
		福島県	125,924
	関東	茨城県	140,554
		栃木県	138,629
		群馬県	145,139
		埼玉県	133,962
		千葉県	120,528
		東京都	102,758
		神奈川県	134,048
山梨県		81,179	
長野県	115,745		
静岡県	127,888		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	53,046
		富山県	27,218
		石川県 ☆	—
		福井県	14,380
		岐阜県	2,062
	東海	愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	110,742
		京都府	111,732
		大阪府	88,310
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	113,773
		和歌山県	51,950
	中国	鳥取県	135,388
島根県		118,838	
岡山県		112,387	
広島県		133,002	
山口県		122,934	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	111,235
		香川県	120,728
		愛媛県	71,325
		高知県	27,842
		福岡県	138,103
	九州	佐賀県	134,396
		長崎県	133,641
		熊本県	138,965
		大分県	123,762
		宮崎県	128,483
	鹿児島県	125,373	
	沖縄県	—	

交雑種	51,198
乳用種	—

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。  
注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 (肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。)

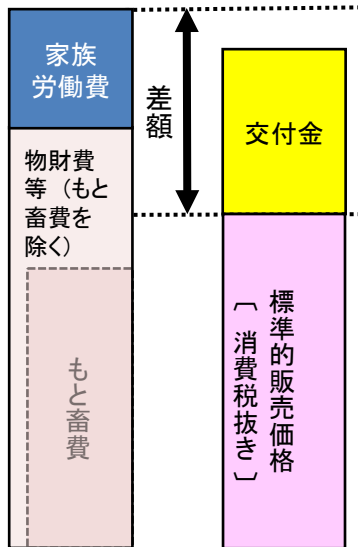
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円/頭  
 交雑種：17,000円/頭  
 乳用種：14,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和5年11月支払分:9月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	157,529	
	東北	青森県	158,334
		岩手県	132,578
		宮城県	160,290
		秋田県	170,163
		山形県	120,626
		福島県	161,104
	関東	茨城県	166,632
		栃木県	161,763
		群馬県	167,997
		埼玉県	164,652
		千葉県	143,604
		東京都	136,229
		神奈川県	154,491
		山梨県	144,200
	長野県	160,883	
	静岡県	154,728	

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	74,434	
		富山県	82,021	
		石川県☆	—	
		福井県☆	—	
		岐阜県☆	—	
		愛知県	101,710	
	東海	三重県	102,804	
		滋賀県	145,166	
		京都府	139,282	
		大阪府	91,772	
		兵庫県☆	—	
	近畿	奈良県	137,122	
		和歌山県	100,807	
		中国	鳥取県	116,704
			島根県	103,401
	岡山県		100,564	
	広島県		102,686	
	山口県		91,240	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	63,960
		香川県	58,217
		愛媛県	60,765
		高知県	19,315
		福岡県	112,852
	九州	佐賀県	107,762
		長崎県	106,428
		熊本県	118,997
		大分県	111,573
		宮崎県	113,262
		鹿児島県	97,872
	沖縄県	—	

交雑種	53,066
乳用種	—

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

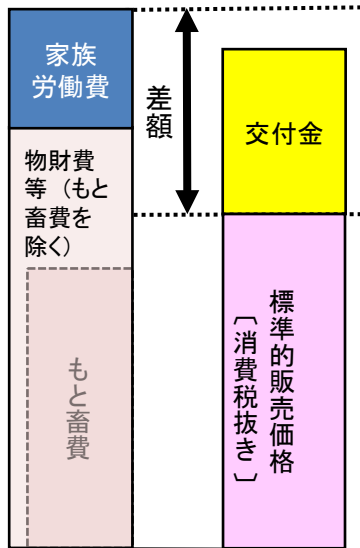
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円/頭  
交雑種：17,000円/頭  
乳用種：14,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和5年10月支払分:8月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費〔消費税抜き〕



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	182,514	
	東北	青森県	167,719
		岩手県	141,962
		宮城県	169,674
		秋田県	179,547
		山形県	130,010
		福島県	170,488
	関東	茨城県	179,600
		栃木県	174,731
		群馬県	180,965
		埼玉県	177,620
		千葉県	156,572
		東京都	149,197
		神奈川県	167,459
		山梨県	157,168
		静岡県	167,696

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	69,759
		富山県	77,346
		石川県 ☆	—
		福井県	65,595
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	104,126
		三重県	105,221
		滋賀県	111,965
	近畿	京都府	106,081
		大阪府	58,571
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	103,921
		和歌山県	67,606
	中国	鳥取県	124,846
		島根県	111,543
		岡山県	108,707
		広島県	110,828
		山口県	99,383

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	114,974
		香川県	109,230
		愛媛県	111,779
		高知県	70,329
		福岡県	129,318
	九州	佐賀県	124,228
		長崎県	122,894
		熊本県	135,464
		大分県	128,039
		宮崎県	129,729
		鹿児島県	114,339
	沖縄県	—	
	交雑種		56,643
	乳用種		32,548

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

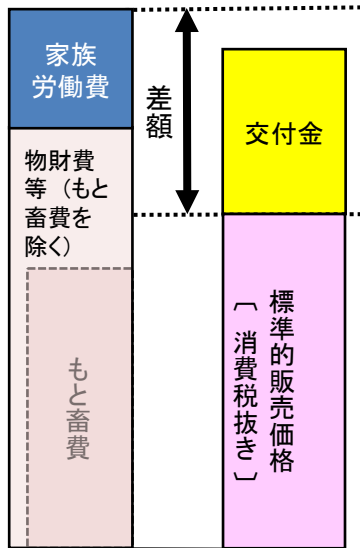
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円／頭  
交雑種：17,000円／頭  
乳用種：14,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和5年9月支払分:7月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	128,944	
	東北	青森県	93,461
		岩手県	67,704
		宮城県	95,416
		秋田県	105,289
		山形県	55,752
		福島県	96,230
	関東	茨城県	112,665
		栃木県	107,796
		群馬県	114,029
		埼玉県	110,685
		千葉県	89,636
		東京都	82,261
		神奈川県	100,524
		山梨県	90,232
		長野県	106,916
		静岡県	100,760

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県 ☆	—	
		石川県 ☆	—	
		福井県	—	
		岐阜県 ☆	—	
	東海	愛知県	56,693	
		三重県	57,787	
		近畿	滋賀県	99,340
			京都府	93,457
	中国	大阪府	45,947	
		兵庫県 ☆	—	
		奈良県	91,297	
		和歌山県	54,982	
		鳥取県	77,537	
	中国	島根県	64,234	
		岡山県	61,397	
		広島県	63,518	
		山口県	52,073	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	68,050
		香川県	62,306
		愛媛県	64,855
		高知県	23,405
		九州	福岡県
	佐賀県		77,476
	長崎県		76,142
	熊本県		88,711
	大分県		81,287
	宮崎県		82,976
	鹿児島県	67,586	
	沖縄県	—	

交雑種	45,701
乳用種	37,302

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 (肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。)

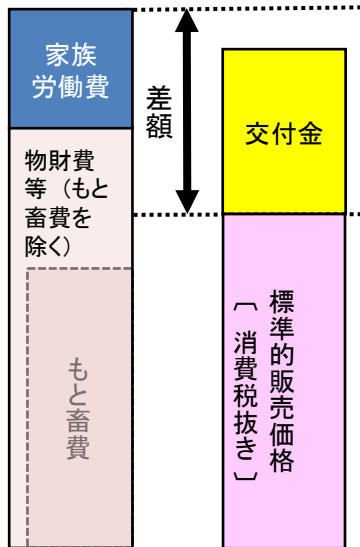
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円/頭  
 交雑種：17,000円/頭  
 乳用種：14,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和5年8月支払分:6月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	117,326	
	東北	青森県	80,827
		岩手県	45,020
		宮城県	76,044
		秋田県	76,880
		山形県	40,658
		福島県	81,439
	関東	茨城県	87,864
		栃木県	84,605
		群馬県	94,118
		埼玉県	82,390
		千葉県	56,484
		東京都	59,628
		神奈川県	74,988
		山梨県	30,029
		長野県	72,785
		静岡県	75,113

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	3,659	
		石川県 ☆	—	
		福井県	—	
		岐阜県 ☆	—	
	東海	愛知県	63,492	
		三重県	59,495	
		近畿	滋賀県	78,028
			京都府	84,584
	中国	大阪府	51,351	
		兵庫県 ☆	—	
		奈良県	130,802	
		和歌山県	86,369	
		鳥取県	47,350	
		島根県	29,768	
		岡山県	13,689	
広島県	33,278			
山口県	29,093			

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	50,191
		香川県	63,892
		愛媛県	37,754
		高知県	—
		九州	福岡県
	佐賀県		50,449
	長崎県		47,807
	熊本県		48,910
	大分県		44,146
	宮崎県		54,473
	鹿児島県	50,347	
	沖縄県	—	

交雑種	45,225
乳用種	32,263

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 (肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。)

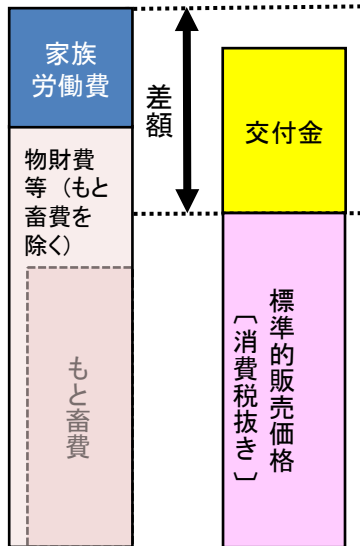
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円/頭  
 交雑種：17,000円/頭  
 乳用種：14,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和5年7月支払分:5月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費〔消費税抜き〕



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	122,208	
	東北	青森県	73,795
		岩手県	37,987
		宮城県	69,011
		秋田県	69,847
		山形県	33,626
		福島県	74,407
		茨城県	78,205
	関東	栃木県	74,945
		群馬県	84,459
		埼玉県	72,730
		千葉県	46,824
		東京都	49,968
		神奈川県	65,328
		山梨県	20,369
	長野県	63,125	
	静岡県	65,453	

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	—	
		石川県	—	
		福井県	—	
		岐阜県	☆	—
	東海	愛知県	93,140	
		三重県	89,143	
		滋賀県	53,672	
	近畿	京都府	60,228	
		大阪府	26,996	
		兵庫県	☆	—
		奈良県	106,446	
	中国	和歌山県	62,013	
		鳥取県	69,539	
		島根県	51,957	
		岡山県	35,879	
		広島県	55,468	
山口県	51,283			

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	18,194
		香川県	31,895
		愛媛県	5,757
		高知県	—
		福岡県	29,274
	九州	佐賀県	30,571
		長崎県	27,930
		熊本県	29,032
		大分県	24,269
		宮崎県	34,595
	鹿児島県	30,470	
	沖縄県	—	

交雑種	13,934
乳用種	45,099

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF

